

## 薬剤交付支援事業（令和5年8月1日以降の取扱い）

（問1）令和5年8月1日以降、0410事務連絡に基づく服薬指導を行う場合の調剤報酬上の取扱いは終了となるが、本事業は継続されるのか。

（答）事業実施期間が令和5年3月1日～令和6年3月31日となっている令和4年度（令和5年度への繰越分）の本事業については、令和5年8月1日以降も、予算の範囲内において、継続して実施されます。

（問2）令和5年8月1日以降の支援事業の対象に変更があるか。

（答）「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業実施要綱」の第1から変更ありません。

なお、令和5年5月8日以降は、自宅療養は医師の指示に基づくものとされているため、必ずしも0410事務連絡に基づく「CoV自宅」の記載がない場合もありますが、支援事業の対象になります。